

こんな制度があるのをご存知ですか？

## 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用や家賃・公共料金等の支払い、生活費などを計画的に使うことに不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようご本人との契約に基づき支援する事業です。

どのようなことをしてくれるの??

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的な金銭管理
- ③通帳・印鑑の預かり
- ④郵便物の管理



## 対象者



- ・高齡の方や知的、精神に障害のある方などで、判断能力が十分でない方
- ・契約の意思があり、契約の内容を理解できる方
- ・在宅で生活されている方、又は入院中等で在宅復帰の見込みのある方

## どこに相談するの??



- ・社会福祉協議会に設置されています。  
(山科区社会福祉協議会 電話:593-1294)  
行政の窓口や地域包括支援センターなどを通じて問い合わせをすることも可能です。

※日常生活自立支援事業は、ご本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる方が対象です。  
契約の理解が難しい方には「成年後見制度」を利用することが適切な場合があります。



# 高齡サポート・音羽

地域包括支援センター 担当: 梅野、上田

TEL: 595-8139 FAX: 593-4139